

# 学校いじめ防止基本方針

～自分と多様な他者とともに大切にできる心豊かな八重山農林高等学校を目指して～



## いじめ防止三原則

1. 「未然防止」：いじめ・暴力を生まない雰囲気作り
2. 「早期発見」：いじめ・暴力の小さな芽を見逃さない
3. 「迅速対応」：被害者を徹底的に守り抜く、加害者には適切な支援を施し、再発を防ぐ

沖縄県立八重山農林高等学校

令和4年度 改定

## 目 次

I	学校いじめ防止基本方針で目指す学校・生徒像	2
1.	学校いじめ防止基本方針制定の意義	2
2.	いじめ防止等対策に関する基本理念	2
3.	いじめの認知と対応についての考え方	3
II	校内における委員会（組織）	5
1.	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	5
2.	組織の役割	6
III	いじめの未然防止対策	7
1.	学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成	7
2.	学校行事等の課外活動を通した「いじめ防止」の意識高揚	7
IV	いじめ等の早期発見	7
1.	生徒の声に耳を傾ける。（日常の会話、アンケート調査、個別面談等）	7
2.	生徒の行動を注視する。（授業中の行動、出席状況等）	8
3.	保護者と関係機関との連携（電話等の連絡・家庭訪問、保護者会 関係機関との情報共有等）	8
V	いじめ等への迅速対応	8
1.	被害生徒に対して	8
2.	加害生徒に対して	9
3.	保護者への対応	9
4.	いじめ解消として	9
5.	組織的対応のイメージ（いじめへの対応）	10
VI	重大事態の対応	11
1.	重大事態の発生と調査	11
2.	調査結果の提供及び報告	12
VII	その他いじめ防止等 の ための対策 に 関する重要事項	14
1.	年間計画（職員研修、生徒・保護者への周知、 いじめ防止等の取組等）による実施	14
2.	PDCA サイクルによる取組の検証・評価と 学校いじめ防止基本方針の見直し	14
	学校における生徒観察の視点	15
	家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」	16

# 八重山農林高等学校「学校いじめ防止基本方針」

## いじめの定義

### ○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第2条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## I 学校いじめ防止基本方針で目指す学校・生徒像

### 1. 学校いじめ防止基本方針制定の意義

基本方針を定める意義としては、

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応を行う。
- ②いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示し、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- ③加害者に対しては成長と支援の観点から、教育相談と生徒指導で適切な支援につなげる。

の3点を意義として基本方針を定める

### 2. いじめ防止等対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒及び教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- ①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ②いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

### 3. いじめの認知と対応についての考え方

#### (1) いじめの4態様

被 害 認 識 度	加害認識度	
	B	A
	加害者→いじめ加害の認識無 被害者→いじめ被害の認識有	加害者→いじめ加害の認識有 被害者→いじめ被害の認識有
	加害者→いじめ加害の認識無 被害者→いじめ被害の認識無	加害者→いじめ加害の認識有 被害者→いじめ被害の認識無

##### Aの場合(加害生徒・被害生徒ともにいじめ加害・被害の認識有)

例 加害生徒は持ち物を隠したり、弁当を食べてしまったり、いじめ行為と認識した上で嫌がらせを行い、被害生徒はそれを苦痛に感じている。

##### Bの場合(加害生徒にいじめ加害の認識無・被害生徒にいじめ被害の認識有)

例 加害生徒は会うたびに殴ったり、蹴ったりと一方的に暴力をふるうが、それを友達内の遊びだと思っている。しかし、被害生徒はそれを苦痛に感じている。

##### Cの場合(加害生徒・被害生徒ともにいじめ加害・被害の認識無)

例 加害生徒はトイレに閉じ込めたり、暴力をふるったりと一方的・継続的に嫌がらせを行っているが、それは友達内の遊びだと思っている。同時に被害生徒については、それをいじめだと捉える力が希薄な性格を有している。しかし、周りから見ると一方的であり、行き過ぎた行為としていじめに見える。

##### Dの場合(加害生徒にいじめ加害の認識有・被害生徒にいじめ被害の認識無)

例 加害生徒はインターネット上に被害生徒の悪口を書いたり、無断で写真を撮り、載せたりしていた。しかし、被害生徒はその事実を知らなかった。

(2) 具体的ないじめの態様(例)

	いじめの態様	具体例
1	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体や動作について不快なことを言われる</li> <li>・存在を否定される</li> <li>・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる</li> </ul>
2	仲間はずれ、集団による無視をされる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の子が来ると、その場からみんななくなる</li> <li>・遊びやチームに入れない</li> <li>・席を離される</li> </ul>
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれた、蹴られたりする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされる</li> <li>・殴られ、蹴られるのが繰り返される</li> <li>・遊びと称して対象の子が技をかけられる</li> </ul>
4	金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脅かされ、お金を取られる</li> <li>・靴に画鋲やガムを入れられる</li> <li>・写真や鞄等を傷つけられる</li> </ul>
5	嫌なことや恥ずかしい、危険なことをされたり、させられたりする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万引きやかつあげを強要される</li> <li>・大勢の前で衣服を脱がされる</li> <li>・教師や大人に暴言を吐かされる</li> </ul>
6	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンや携帯電話での掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる</li> <li>・いたずらや脅迫のメールが送られる</li> <li>・SNSのグループから故意に外される</li> </ul>
7	セクシャルハラスメントをされる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スカートをめくられる、卑猥なことを言われる</li> </ul>

これらの「いじめ」中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることも視野に入れて対処する。

### (3)いじめ認知と対応

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- ② いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。つまり「心身の苦痛を感じているもの」が全ていじめと認知されるものとは限らないことに留意する。
- ③ インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- ④ いじめられた生徒の立場に立って「いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことに留意する。
- ⑤ いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。
- ⑥ 具体的ないじめの態様とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。

## II 校内における委員会（組織）

### 1. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- ① 当校は、いじめ防止等の対策のための組織として校内に「いじめ対策委員会」を設置する。
- ② 「いじめ対策委員会」の構成委員は、校長を組織長とし、教頭、生徒支援部(主任、指導・教育相談班)、学年主任、生徒会、養護教諭、その他(担任、発見者、総務主任等)で構成する。より実効的ないじめ解決に資するため、必要に応じて、スクールカウンセラーや外部委員や行政等関係機関の専門家の協力を得る。
- ③ 「いじめ対策委員会」は、機能性を高めるため、適宜状況に応じて参加者を検討し招集する。なお、いじめ等に関する事案が発生した場合はすみやかに招集する。

## 2. 組織の役割

### ①【未然防止】

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

### ②報告

○いじめに関する事象が発見された場合は、すみやかに管理職に報告する。すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告をする義務がある。いじめに係る情報を一人で抱え込み、管理者に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることから、いじめを発見したり通報を受けたりした教職員は、管理者に速やかに報告する。校長は、学年会・担任による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に担当組織を招集し、緊急会議を開催する。緊急会議では、事実を時系列で整理・記録（いじめ発覚→生徒からの聴取→聴取後の対応→保護者対応→職員会議→対応方針）の確認を行う。いじめ事象の内容に応じて対応方針を職員会議で決定するが、県教育庁、八重山警察等と連携が必要な事案に関しては、報告相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向を考慮し（警察への報告相談・通報・被害届の提出等）、適切に対応する。指導後、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携など）を行う。改善が見られなかった場合には、指導方針・体制の再検討を行う。

### ○該当生徒および保護者等への対応者

※被害生徒・・・教育相談班、養護教諭

※加害生徒・・・指導班、学年会

※保護者・・・教頭、HR 担任 ※外部機関・・・校長

※全校生徒・・・学年会、生徒会、総務

### ③実態把握 担当組織は、いじめに関するアンケート調査（いじめに関するアンケート、こころサポーターアンケート）を原則、毎学期1回実施する。

### ④教職員の取組支援

○いじめ対策に関する指導資料の活用 担当組織は、いじめの防止・解決にかかる資料を集め活用方法を教職員に広く紹介する。（いじめ防止等の資料集）

○教職員研修の実施 担当組織は、いじめ防止にかかる研修を実施する。（いじめのない学校づくりの読み合わせ等）

○生徒共通理解の機会を設ける 生徒の共通理解を適切な時期に実施する。（毎週水曜日の学年会、生徒支援会議、職員会議等）

○インターネットを通じて行われるいじめの防止

担当組織は携帯・インターネット問題の啓蒙活動を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

### IIIいじめの未然防止対策

#### 1. 学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成

全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、教職員・関係者が一体となった継続的取組を目指す。このため、学校教育活動全体を通じ、以下のことにつなげる。

- ① 授業の充実：分かる授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレス要因の軽減を図る
- ② HR活動の充実：朝の SHR 等における行動観察・アンケート等を活用し、生徒理解に努める
- ③ 規範意識の醸成：「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て居心地のよい学習環境作りに努める
- ④ 情報モラル教育の充実：ネットの活用モラル等の高揚を図る
- ⑤ 人権意識の高揚：いじめは人権侵害であるという意識を高める
- ⑥ 部活動の更なる活性化：集団行動における協調性やチームワークを学ぶ
- ⑦ 教師の体罰禁止の徹底：教師は人権意識の更なる高揚に努め、生徒の模範となる

#### 2. 学校行事等の課外活動を通した「いじめ防止」の意識高揚

- ① 球技大会、学年集会、即売会等の各種行事で集団への帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ。
- ② 生徒総会、校内農業クラブ大会等で自身の意見を発信する態度、話を聞く態度を学ぶ。
- ③ 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ。
- ④ エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- ⑤ サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。
- ⑥ 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神奉仕の精神等を高める。
- ⑦ 関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。
- ⑧ P T A と連携していじめを許さない、啓発学習等の取り組みを行う。

### IVいじめ等の早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。よって、いじめ等の早期発見のため、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視することなく積極的にいじめを認知する。また定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

#### 1. 生徒の声に耳を傾ける。（日常の会話、アンケート調査、個別面談等）

☆各種アンケートによる実態把握

- ①学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等

○いじめ 生徒アンケート

○学校評価 生徒アンケート

- ②教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等
  - 携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査
  - 生活実態調査
- ③臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等
  - 状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート 等

## 2. 生徒の行動を注視する。 (授業中の行動、出席状況等)

☆日常における教職員の生徒観察

- ① 担任、教科担当、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- ② 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ③ 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- ④ 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげができるようにする。

## 3. 保護者と関係機関との連携 (電話等の連絡・家庭訪問、保護者会、関係機関との情報共有等)

☆保護者との情報共有、関係機関との連携が

- ① いじめ防止・解決に向けて 保護者 関係機関と連携する。
- ② 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ③ P T A 総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- ④ 警察や弁護士会等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ必要に応じて連絡・相談する。

機 関	機 関 名	連絡先
警 察	八重山警察署少年課	0980-82-0110
児 童 相 談	石垣市教育相談室	0980-87-0771
人権擁護機関	石垣市人権擁護委員協議会	0570-003-110
医 療 機 関	事案により決定	

## Vいじめ等への迅速対応

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、校長・教頭 に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。また 被害生徒等を徹底し守り通すという姿勢で対処するとともに 加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。なお いじめに係る情報を適切に記録する。

### 1. 被害生徒に対して

- ①いじめ防止対策委員会において情報共有を行う
- ②事実関係の確認を行う
- ③組織的に対応方針を決定する
- ④被害生徒を徹底して守り通す

## 2. 加害生徒に対して

- ① 当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する
- ② 生徒 指導 主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く
- ③ 加害者がいじめの原因になったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づけるようにすることを目標として指導する。
- ④ 暴力を伴ったいじめにおいては、加害者に対して、暴力行為に係る校内指導規定に従い、指導することができる
- ⑤ 暴力を伴わないいじめにおいても、被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行うものとする
- ⑥ これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む

## 3. 保護者への対応

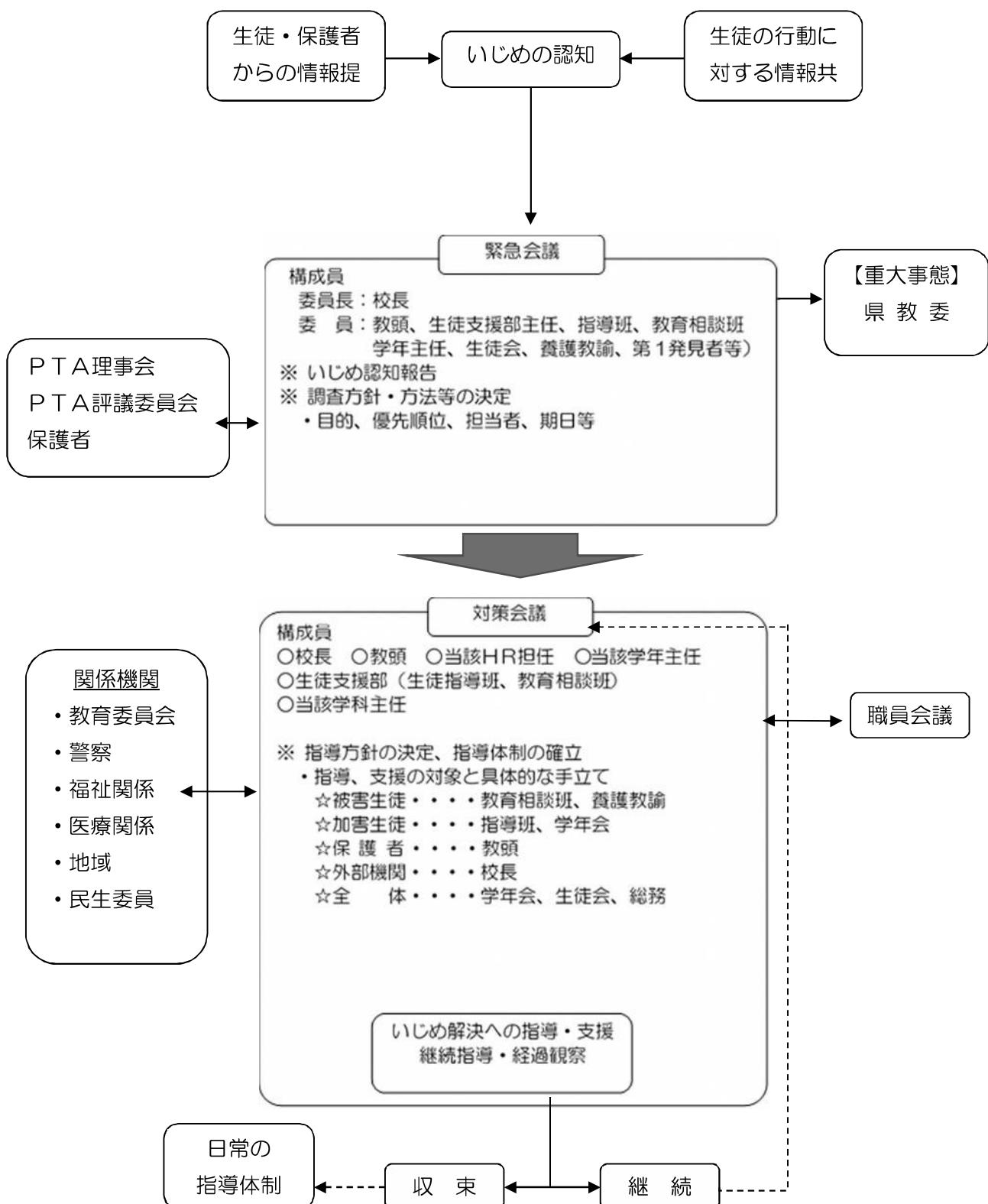
- ① 被害生徒の保護者に対して
  - いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。
  - じっくりと話を聞き、苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
  - 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
  - 状況に応じて、教育相談等による面談やメンタルケアを継続して行う。
- ② 加害生徒の保護者に対して
  - 迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の指導法、学校との連携について話しあう。
  - いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
  - 生徒や保護者的心情に配慮する。
  - 行動が変わらるよう教職員として努力していくよう伝える。
  - 保護者の協力が必要であることを伝える。
  - 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

## 4. いじめ解消として

- いじめは単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていること。
- いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月）
  - 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

## 5. 緊急時の組織的対応のイメージ（いじめへの対応）



### ※ 事態収束の判断

- 被害生徒がいじめの解消を自覚し、関係生徒の関係が良好となっている。

## VI 重大事態の対応

### 1. 重大事態の発生と調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

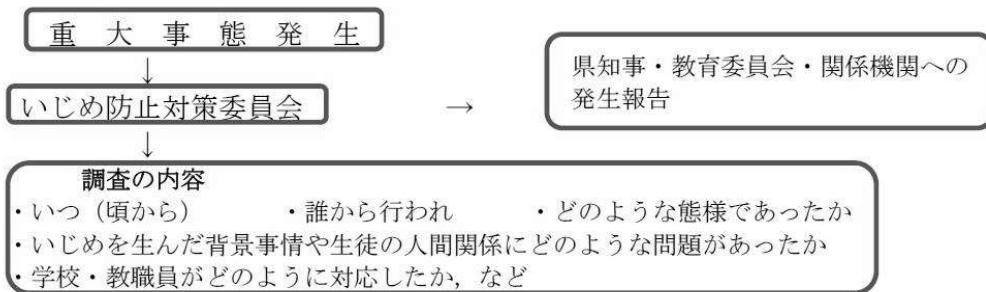
3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### ① 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条及び国の基本方針により以下の内容となる。

第28条		
第1項	いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。	○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
第2項	いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。	○不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。 ○ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、県教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
その他	○生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。	

## ② 重大事態の調査（教育委員会を通じて県知事への事態発生について報告する）



この際 因果関係の特定を急ぐべきではなく 客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、この調査は、民事・刑上の責任追及やその他の争訟等へ対応を直接の目的とするものではなく、学校等が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種発生防止を図るものである。

## 2. 調査結果の提供及び報告

### ①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする

### ②調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じ県知事に報告する。

上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県知事等に送付する。

### ③ 再調査の実施

(公立の学校に係る対処)

第 30 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

④再調査結果を踏まえた措置等

(公立の学校に係る対処)

第 30 条 地方公共団体が設置する学校は 第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には 当該地方公共団体の教育委員会を通じて 重大事態が発生した旨を 当該地方公共団体の長に報告しなければならない。 (省略)

3 地方公共団体の長は 前項の規定による調査を行ったときは その結果を議会に報告しなければならない。 (省略)

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第 2 項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## VIIその他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

### 1. 年間計画（職員研修、生徒・保護者への周知、いじめ防止等の取組等）による実施

	取組内容／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
委員会	・いじめ対策委員会の開催	○			○				○			○	○
	・基本方針の見直し												
	・相談窓口の開設（S C相談含）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生徒への取組	・年度初めの取組周知	○											
	・アンケート実施					○			○			○	
	・アンケート結果に基づく対処					○	○	○	○	○		○	○
	・学校評価アンケート							○			○	○	
保護者への取組	・学校基本方針の周知・連携依頼	○	○										
	・取組・相談窓口の周知	○											
	・三者面談等			○		○				○			
	・学校評価アンケート										○	○	
地域・関係機関	・学校評議員会					○				○			○
	・学校評価アンケート											○	
	・学校・警察連絡協議会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

### 2. PDCAサイクルによる取組の検証・評価と学校いじめ防止基本方針の見直し

#### ① 学校評価アンケートを基にした検証・評価

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

#### ②学校いじめ防止基本方針の見直し（取組内容・方法等の見直し含む）

評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。学校いじめ防止基本方針を見直しするに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるように努める。また、生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S.H.R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える
	<input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる
	<input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している	<input type="checkbox"/> 周囲がざわついている
	<input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授業中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる
	<input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える	<input type="checkbox"/> グループ・班分けて孤立する
	<input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる	<input type="checkbox"/> ぼんやり一人でいることが多い
	<input type="checkbox"/> 不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ふざけて質問をする
休憩時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い
	<input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る	<input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない
	<input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる	<input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い
	<input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 悪ふざけをすることが多い
昼食時	<input type="checkbox"/> 弁当にイタズラされる	<input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする
	<input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る
清掃時	<input type="checkbox"/> 一人で残ることが多い	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
	<input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられるなど	<input type="checkbox"/> 嫌がる仕事を押しつけられる
放課後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある
	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する	<input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る
	<input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない
	<input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする	<input type="checkbox"/> 独り言をよく言う
	<input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する	<input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ
	<input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 反抗的態度が増える
持ち物 服装容儀等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる
	<input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される	<input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる
	<input type="checkbox"/> 高価な物を持ってくる	<input type="checkbox"/> 目立つ服装をしてくる
その他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる
	<input type="checkbox"/> 小動物に残虐行為をする	<input type="checkbox"/> 校則違反 問題行動をする

## 家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て 当てはまる項目に○印を付けて下さい。 「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、担任又は教育相談係に相談して下さい。

番号	項目	チェック欄	
		1回	2回
1	登校をしぶるようになった。		
2	朝、起きるのが遅くなった。		
3	食欲がない、又は食事の量が減った。		
4	家族のいる前で携帯電話を使わなくなった。		
5	メール等を見たあと、不機嫌になったり表情がくもるようになった。		
6	学校での出来事を話さなくなった。		
7	交友関係が変わったように感じる。		
8	一人で部屋に引きこもり、友人と遊ぶことが少なくなった。		
9	お金を欲しがるようになった。		
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。		
11	ちょっとした事にも、びくびくするようになった。		
12	自分の部屋にいる時間が増えた。		
13	小さな傷が増えた。		
14	質問されることをいやがるようになった。		
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。		
16	過度にツイッター等の SNS の書き込み等を気にする様子がある。		
17	帰宅時刻が遅くなってきた。		
18	言葉遣いが荒くなったり、感情の起伏が激しくなったりする。		
19	買い与えていない物を持つようになった。		
20	金遣いが荒くなった。		
学校の電話番号 0980(82)3955 学校のFAX番号 0980(82)3751			